

狂

犬病予防注射と犬の登録をお忘れなく!!

狂犬病予防集団注射と犬の登録の受け付けを行います。登録済みの人には、はがきを送付していますので、裏面の問診票と連絡先をご記入の上、会場へお持ちください。

なお、飼い主の転出・死亡などの場合、はがきが送付されませんので飼い主名の変更届を環境課に提出してください。

▶登録・注射料金**狂犬病予防接種 3,150円****登録手数料 3,000円**

※おつりが出ないようにお願いします。

※マイクロチップを装着している犬は、登録手数料不要です。

ただし、マイクロチップ番号がわかる証明書などをお持ちください。

▶注意

当日都合の悪い場合や、かかりつけの動物病院がある人、または体調不良の犬や暴れる犬は予防接種ができない場合がありますので、動物病院で接種をしてください。

なお、狂犬病予防接種をした場合、ごくまれに重篤な副作用が出る場合があります。副作用の詳細は動物病院にお尋ねください。

その他ご不明な点については環境課まで、ご確認ください。

問 環境課 環境衛生係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)

令和7年度 狂犬病予防集団注射日程表

4月9日(水)	
明治町自治会公民館	9:30~9:45
原田下自治会公民館	9:55~10:10
新成生活館	10:20~10:35
四王寺坂二自治会公民館	10:45~11:00
炭焼二集会所	11:10~11:20
宇美町役場裏	11:30~12:00

4月10日(木)	
障子岳自治会公民館	9:30~10:00
とびたけ一自治会公民館	10:10~10:20
三原自治会公民館	10:30~10:40
黒穂集会所	10:50~11:05
桜原自治会公民館	11:15~11:30
早見自治会公民館	11:40~11:50

4月11日(金)	
ひばりが丘三自治会公民館	9:20~9:35
ひばりが丘北公園	9:45~10:10
井野自治会公民館	10:20~10:30
平成自治会公民館	10:40~10:50
光正寺古墳公園駐車場	11:00~11:10
宇美町役場裏	11:20~11:50

PVワクチン(子宮頸がん予防ワクチン)のキャッチアップ接種期間延長のご案内

HPVワクチンの積極的勧奨差し控えにより、定期接種が受けられなかった人を対象に、自己負担なしで接種できるキャッチアップ接種を実施しています。

期限は令和7年3月31日までとなっていましたが、以下の2つの条件を満たす人、または、現在高校1年生相当の女子(2008年4月2日～2009年4月1日生まれ)で、令和4年4月1日～令和7年3月31日に1回以上接種した人は、期間が1年間延長されます。

[キャッチアップ接種の対象となる条件]※①②の条件ともに満たした人が対象となります。

①平成9年度～平成19年度生まれ(1997年4月2日～2008年4月1日生まれ)の女子

②キャッチアップ接種期間(令和4年4月1日～令和7年3月31日)にHPVワクチンを1回または2回接種していて、接種が完了していない人

期間延長の対象となる人には、町から接種のご案内を行います。

キャッチアップ接種期間外で接種した人は**対象外**となります

←R4.4.1 この期間に、1回目または2回目の接種をしている人が対象です。

R7.3.31→
キャッチアップ接種期間
R8.3.31→
キャッチアップ接種延長期間

※高校1年生相当の人は「こどもみらい課」、その他の人は「健康課」へお問い合わせください。

問 健康課 健康推進係 ☎934-2243 / こどもみらい課 母子保健係 ☎933-0777

「宇

美町指定ごみ袋」の有料広告募集

町では、町の財源を確保するとともに、事業者の広報活動による地域経済の活性化を図るために、宇美町指定ごみ袋に掲載する有料広告を募集します。

▶募集内容

指定ごみ袋	募集枠数	広告サイズ	文字色	ごみ袋作成枚数	掲載料
家庭用もえるごみ大袋	1枠	縦80mm×横350mm	指定袋の文字と同色	974,100枚	20万円

※大袋手提670,800枚、大袋平型303,300枚

▶応募方法

広告掲載申請書に必要事項を記入し、広告の原稿を添えて、環境課に提出してください。

申請書は、町ホームページからダウンロードできます。

掲載イメージ**▶受付期間**

4月1日(火)～30日(水)

▶掲載の決定

提出された申請書を審査し、掲載の可否を決定した後、申請者に通知します。

▶掲載料の納付

掲載決定後、指定期日までに一括で納付していただきます。

問 環境課 環境衛生係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)

事業所を営む人へ

業系一般廃棄物の収集は、申請が必要です!

事

事業所で出たごみのうち、一般廃棄物は町で処理することができます。
収集開始希望日の2週間前までに環境課窓口に申請してください。

▶申請に必要なもの

- 申請者の印鑑
- 事業所の位置図(ごみ集積所が分かるもの)
※ごみ集積所の位置によっては、ほかの場所へのごみ出しをお願いする場合があります。
- 事業系一般廃棄物処理申請書(上記の1.2があれば、環境課窓口で記入可)
※申請書は、町のホームページからダウンロードできます。

申請時に、収集を希望するごみの種類についてお尋ねします。

町では収集できないものもあります。あらかじめご了承ください。



詳細はこちらから